

介護保険移行手続きについて_全市版

H29.10/障がい福祉課介護給付係

No	期 日	対象者(本人)	障がい福祉		介護保険		提 供 事業所	高齢介護係
			担当CW	計画相談	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所(介護CM)		
①	62歳誕生日更新時 (65歳到達3年前) ※必要に応じてさらに 早めの説明も検討する	【自宅訪問】担当CWと計画相談 65歳到達により介護保険制度(総合事業を含む)に移行する旨を障がい担当CWより説明。 費用面の変更・サービス提供事業所の変更・手続きの時期など 介護保険移行に伴う情報提供の同意をもらう。						
②	誕生日の4か月前	【自宅訪問】担当CW・地域包括支援センター 地域包括支援センターに情報資料を提供。 介護保険制度・居宅介護支援事業所(介護CM)の説明および事業所選択の支援をする。(介護CM決定)						
			【調整検討会議】 対象者の情報を提供し、現在受給している障がい福祉サービスを介護保険制度に移行するための調整検討 【提供情報】 計画相談:基本情報、サービス利用計画など 担当CW:支給決定時の調査資料、紙おむつや訪問入浴など介護給付以外の利用サービスなど 提供事業所:具体的な支援内容や状況など 【調整検討事項】 ・移行できるサービス、従前保障や介護上乗せで障がいサービスが継続するもの ・提供事業所の変更の必要性和振り分けなどの検討 ※関係者会議の開催など方法や回数は対象者の状況に応じて臨機応変に対応※					
③	誕生日の3か月前		・対象者に移行手続きの連絡 ・介護保険課賦課納係へ介護保険被保険者証の発送依頼と対象者の整理番号・被保険者番号の情報の提供 ・地域包括支援センター又は介護CMIに「対象者の被保険者番号・整理番号・主治医」の連絡					
④	介護保険被保険者証の 自宅配達後	対象者(家族含む)からの連絡 【自宅訪問】担当CWと計画相談、地域包括支援センター又は介護CM 地域包括支援センター(介護CM):①介護保険制度の説明 ②介護認定申請受付と介護認定調査説明など今後の流れ ③紙おむつや訪問入浴など介護給付以外の利用サービスやその他の高齢サービスの申請手続きなど ④サービスへの希望や意向の聞き取り 担当CW:①従前保障・介護上乗せサービスや介護保険に移行しない同行援護などのサービスの説明 ②介護保険で利用できないサービスの説明						訪問調査 認定審査会
⑤	随時		介護認定調査の進捗状況の確認 (介護システムでの確認又は区の高齢介護係へ)					
⑥	認定審査会判定後		関係者間で介護度に応じた介護保険移行後のサービス利用提供の案を決定 介護保険サービスの移行日(実際の移行可能な期日)の調整と決定 移行日:誕生日の前日					
⑦	介護認定結果通知後	【自宅訪問】担当CWと計画相談、地域包括支援センター又は介護CM ※介護保険移行後のサービス利用提供の提案(関係者で調整後のものを基に) ・計画相談事業所から地域包括支援センター又は介護CMIに変更。 ・障がいサービスの従前保障や介護上乗せの利用 ・サービス提供事業所の変更(必要に応じて) ・介護保険サービスの移行日(実際の移行可能な期日)						

【基本事項】

◎介護保険移行手続きに伴う関係者への連絡調整は、障がい福祉担当CWが行う。

◎就労移行支援・就労継続支援・同行援護など障がい福祉固有のサービスのみの利用者は、65歳到達後も移行するサービスが無いので、家事援助等障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス(総合事業を含む)が必要な状態になったら移行する。その場合、対象者の状態を計画相談がモニタリング等で把握し障がい福祉担当CWに繋げる。

◎居宅介護の家事援助のみの利用者で同居家族が居る場合、介護保険でのサービス利用は認められないが、介護保険優先サービスを利用しているので必ず介護保険を申請し認定を受ける必要がある。

●65歳到達による介護保険の移行日は、誕生日の前日。

●65歳移行手続きが認定審査やサービス移行調整などで遅れた場合、障がい福祉サービスでの対応はやむを得ない。ただし、速やかに移行できるよう状況確認をしておくこと。